日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2015. 1.30
No.15 -004

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

JAL 不当労働行為裁判
1 月 23 日 東京高裁にて 第一回口頭弁論

「スト権を確立したら、3,500 億円を出資しない！」
東京都労働委員会・東京地裁で
二度にわたり不当労働行為と認定

日航経営、これを不服として控訴

2010 年 11 月に支援機構幹部や管財人代理が「スト権を確立したら、3,500 億円を出資しない」と恫喝した事件は、東京都労働委員会（2011 年 8 月 3 日）・東京地裁（2014 年 8 月 28 日）で二度にわたり不当労働行為と認定されました。

これに対し、日航経営は「謝罪する意思はない」乗員不足が明らかになっても「（整理解雇について）協議の場を設ける意思はない」として、東京高裁に控訴しましたが、その第一回口頭弁論が 1 月 23 日行われました。（経緯は、**乗員速報 60-112** 及び **61-018** 参照）

違法がただされてこそ、安全運航の基盤が確立される

審理では、会社側弁護士は控訴理由書「切迫した状況」を主張し、当時の管財人統括の瀬戸英雄弁護士の証人申請を求めました。

組合側竹村弁護士は、「虚偽と恫喝による支配介入行為が正当化される余地はない。会社側の主張は、労働組合が、争議権を確立し、労使対等の交渉を行う事を根本から否定するものだ。」

また、日航乗員組合の田二見委員長は「労使対等な立場で話し合い解決を要求する組合に対し、整理解雇強行の邪魔になるスト権を潰す恫喝だった。裁判の過程で明らかになったが、正式な文書もなくノートの切れ端に書いたメモを読み上げる

ものだった。」
日航キャビンクルーユニオン(CCU)の古川委員長は「物言う組合への差別や排除、不当労働行為体質が一向に改善されていない。2000 名の客室乗務員の採用の一方、年間 600 名近い客室乗務員が退職、運航乗務員も 2011 年以降 150 名が自主退職している。違法がただされてこそ、安全運航の基盤が確立される」と陳述しました。
　次回口頭弁論は 3 月 26 日 824 号法廷(15 時 40 分より)に決まりました。
　その後の報告集会にも多くの支援者が参加し、担当弁護士からの報告と共に「裁判勝利」と「整理解雇撤回」に向けての決意と支援の発言が有りました。

　なお、この行訴裁判は、JAL 不当解雇裁判とは密接不可分で一体の裁判と言ってもよいほど関わりの深い裁判で、解雇問題の解決の為にも絶対に負けられない裁判となっています。（原告団 HP より）

今年初めての成田空港ビラに参加しました

2015 年 1 月 21 日空港ビラ参加報告

　成田空港で JAL 不当解雇撤回を求めて今年初めてのビラ配布が行われました。乗客の多くは「がんばって下さい」の好意的反応でした。

　ビラまき終了後以下のような報告が原告団からありました。
「昨年末 4 年ぶりに争議権投票が行われ両組合とも争議権が確立した」
「一時金回答では JALFIO 要求を 0.1 ヶ月上回る回答を引き出した。会社は職場の意見を反映させた為としている」
「客乗の職場では編成増を勝ち取るなどかなりの成果を上げた。今後は解雇撤回に向け内部の闘いを強める」
「昨年 12 月 25 日に内田客乗原告団長の記者会見談話が JAPAN TIMES に取り上げられた。国際的に問題が取り上げられるきっかけになる」(関連ビラ 1 月 1 号に掲載)
成田空港ターミナルビラは毎月第 3 木曜日に行われます。多くの方々の参加をお願いします。

関連ニュース（　　枠内をクリックするとニュースがご覧になれます）
配布ビラ：継続ビラ
関連ビラ：1 月 1 号・2 号・3 号・JAL 不当解雇撤回ニュース 418 号

2015年も
カンパ支援・最高裁への署名
取り組み参加
宜しくお願い致します

今後の日程

宣伝行動・各地集会：原告団HP日程参照

最高裁への署名：リンク署名用紙

東京高裁：3 月 26 日不当労働行為裁判
824 号法廷　15:40～

最高裁：期日は未定
乗員：最高裁第一小法廷
客室：最高裁第二小法廷